

平成29年(ネ)第373号 原状回復等請求控訴事件

控訴人 兼 被控訴人(一審原告) 中島孝 ほか

被控訴人 兼 控訴人(一審被告) 国 ほか1名

答 弁 書

平成30年5月21日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

一審被告国指定代理人	新 谷 貴 昭	代
	鈴 木 和 孝	代
	村 橋 摩 世	代
	大 友 亮 介	代
	瀧 谷 正 樹	代
	桐 谷 康 文	代
	吉 光 正 文	代
	前 田 和 樹	代
	小木曾 貴 子	代
	柏 崎 友 紀 江	代
	佐 藤 真 梨 子	代
	筒 井 睦 雄	代

吉野 弘子	
小野寺 幸男	
板橋 三智代	
大江 啓一	
齋藤 功	
泉 利夫	
古山 繁樹	
野崎 佳之	
酒井 直仁	
石澤 広隆	
安斎 守	
内藤 晋太郎	
高橋 正史	
小川 哲兵	
武田 龍夫	
田中 博史	
前田 后穂	
森川 久範	
内山 則之	
中野 浩	
世良田 鎮代	

豊	島	広	史		代
谷	川	泰	淳		代
岩	佐	一	志		代
小	野	祐			代
			小山田		巧
			川		崎
			憲		二
			中		川
			止		野
			友		博
	御器谷	俊	之		代
	片	野	孝		幸
	木	原	昌		二
	岡	本	肇		代
	建	部	恭		成
	小	林	明		代
	柏	木	智		仁
	村	上			代
	秋	本	泰		秀
	照	井	裕		之
	正	岡	秀		代
	義	崎			健
	田	尻	知		代

宮	本	健	治	
角	谷	愉	貴	
伊	藤	岳	広	
大	塚	恭	弘	
西	崎	崇	徳	
山	田	創	平	
大浅田			薰	
岩	田	順	一	
岩	崎	拓	弥	
安	達	泰	之	
森	野	央	士	
高	城		潤	
河	田	裕	介	
浅	海	凪	音	
吉	永		航	
杉	原	裕	子	
吉	倉	宏	明	
高	野	菊	雄	
清	水	行	生	
山	瀬	大	悟	
森	本	卓	也	

水 越 貴 紀   
宇田川 徹   
和 田 啓 之   
林 直 紀   
黒 瀬 芳 純   
谷 尻 智恵子   
大 場 朝 明   
玉 上 由紀子 

一審被告国は、本書面において、一審原告らの控訴の趣旨に対する答弁を行うとともに、一審原告らの2018（平成30）年3月30日付け控訴理由書に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほか、原判決並びに一審被告国の平成29年12月11日付け控訴理由書（以下「一審被告国控訴理由書」という。）及び当審における各準備書面の例による。

## 第1 控訴の趣旨（ただし、平成29年11月20日付け控訴状訂正の申立書による訂正後のもの）に対する答弁

- 1 一審原告らの本件各控訴をいずれも棄却する
- 2 控訴費用のうち、一審原告らと一審被告国との間に生じた部分は一審原告の負担とする  
との判決を求める。

なお、本件につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付する場合には、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が一審被告国に送達された後14日経過したこと  
を求める。

## 第2 一審被告国の主張

### 1 はじめに

- (1) 本件は、平成23年3月11日に発生した本件事故によって、旧居住地が放射性物質により汚染された旨主張する一審原告らが、一審被告国（経済産業大臣）が、平成14年か、遅くとも平成18年までに、電気事業法39条1項に基づいて省令62号を改正し、同法40条に基づいて技術基

準適合命令を発令して、一審被告東電に対し、福島第一原発の原子炉が地震及びこれに随伴する津波による全交流電源喪失を回避するために必要な措置として、タービン建屋を水密化すること、空冷式ディーゼル発電機等を高所に設置すること、緊急車両（交流電源車、直流電源車）を配備すること等の措置を講じさせるように規制権限を行使すべきであったのに、これを怠ったために本件事故が発生し、平穏な生活を営む利益等を侵害されたなどとして、国賠法1条1項に基づき、慰謝料の支払を求め、また、人格権又は不法行為に基づく原状回復請求として、「旧居住地」における空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下にするよう求めるとともに、口頭弁論終結日の翌日から上記線量率以下となるまでの間の損害賠償を求めている事案である。

(2) 原判決は、一審被告国（経済産業大臣）の規制権限不行使を違法とした上で、一審被告国に対し、一審被告東電が賠償すべき慰謝料額の2分の1の額の賠償責任を負わせる（原判決299ページ）こととして、一審原告らのうち原判決別紙6認容金額目録の「被告国認容額」欄に記載のある原告らの請求を一部認容した。

しかし、一審原告らは、原判決が、原状回復請求及び口頭弁論終結日の翌日以降の損害賠償請求をいずれも却下したこと、原判決別紙6認容金額目録の「被告国認容額」欄に記載のある一審原告らの損害額並びに原判決が原判決別紙6認容金額目録の「被告国認容額」欄に記載のない一審原告らの損害賠償請求をいずれも棄却したことにつき不服であるとして控訴しているが、以下に述べるとおり、一審原告らの本件各控訴は理由がないから、いずれも棄却されるべきである。

## 2 一審原告らの本件各控訴には理由がないこと

(1) 一審原告ら控訴理由書における主張は、その論旨や位置づけが不明確なものが多いものの、その趣旨を善解するに、一審原告らは、大要、①原状

回復請求及び口頭弁論終結日の翌日以降の損害賠償請求をいずれも適法と  
いうべきである（一審原告ら控訴理由書第2章・15ないし21ページ），  
②原判決による被侵害利益の捉え方が不十分であることから損害及び損害  
額の認定も不十分である（一審原告ら控訴理由書第4章・64ないし15  
9ページ，同第5章・160ないし255ページ），③一審被告国は，一  
審原告らの被った損害の全部に対して賠償すべきである（同第6章・25  
6ないし260ページ）という点に主眼を置いた主張をしているものと解  
される。

(2) しかしながら，原状回復請求及び口頭弁論終結日の翌日以降の損害賠償  
請求の適法性に係る一審被告国の主張は，一審被告国原審最終準備書面第  
2等で述べたとおりであって，これらの訴えをいずれも却下した原判決の  
判断は正当である。

これに対し，一審原告らは，控訴理由書において，原判決の事実認定及  
び法律上の判断に誤りがある旨主張するが，いずれも原審における主張の  
繰り返しか，あるいは，独自の見解に基づき原判決を論難するにすぎない  
ものであり，それらに理由がないことは，原審における一審被告国の主張  
及び原判決の判示から明らかである。

(3) また，一審被告国控訴理由書及び一審被告国の平成30年3月30日付  
け第1準備書面，同日付け第2準備書面及び同年5月21日付け第3準備  
書面でそれぞれ詳述したとおり，本件事故については，そもそも，一審被  
告国（経済産業大臣）に規制権限不行使の違法性は認められないから，損  
害論に立ち入るまでもなく，一審原告らの一審被告国に対する損害賠償請  
求は理由がないというべきである。

この点をおくとしても，本訴訟において一審原告らが主張する損害がい  
ずれも認められることについては，一審被告国原審最終準備書面第10  
(411ないし479ページ)で述べたとおりである。

(4) そのほか、一審原告らは、前記②の主張において、「本件請求においては、既に中間指針等において明示的に賠償が認められるべきものとして示されている損害項目、並びに、慰謝料に関しても中間指針等が認めている慰謝料項目と賠償金額については、これを本訴における包括的な損害賠償請求の対象から除外するものである」(一審原告ら控訴理由書第4章第2の4・73ページ)として、あたかも中間指針等が最低限の賠償額を定めたものであるかのような主張をしている。

しかしながら、一審被告国原審最終準備書面第10の4ないし9(422ないし451ページ)で述べたとおり、中間指針等において示された賠償額は、被災者救済に力点を置いた政策的判断も加味されていることから、一般的に認められている損害賠償の範囲や額と比較しても、被災者に配慮した賠償の範囲や額が認められているものであり、被災者ごとに生じた個別の特別事情についても、中間指針等で示された賠償範囲や額で、十分補填されているものといえる。そして、中間指針等に裁判規範性がない以上、裁判所が、訴訟で現れた個別事情を評価した場合、中間指針等を超える賠償額を認定することも、これを下回る賠償額を認定することも、なし得るところである。したがって、中間指針等で示された賠償の範囲を超える部分については、本件事故との間に相当因果関係が認められる損害とはいえないから、この点に関する一審原告らの主張は、独自の見解を述べるものであって理由がない。

### 3 結論

以上のとおり、一審原告らの本件各控訴は理由がないから、いずれも棄却されるべきである。

以上